

お知らせ

◆第43回ふれあい住宅デー

今年も地域住民の方の皆様と共にコミュニケーションづくりを図るために、住宅デーを開催します。お気軽にお越しください。

日時 令和2年6月14日(日)
午前10時～午後2時30分

場所 役場前

内容 包丁研ぎ・住宅なんでも相談、みそおでん・プランター工作など催し盛りだくさん。

来場者には、水ヨーヨー・風船をプレゼント

お楽しみ抽選会もあります。
(先着50名様)

集まりました募金については、毎年社会保障に使用されるように、長瀬町へ寄付しています。ご協力をお願いします。

◆5月1日～6月30日は「不正大麻・けし撲滅運動」期間です

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。大麻や栽培してはいけない「けし」を

発見したら、県保健所までご連絡ください。

問合せ 県秩父保健所
☎22・3824

◆ストップ 不法電波

総務省では、6月1日～10日を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」とし、電波を正しく利用していただくために周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

問合せ 関東総合通信局
不法無線局による混信・妨害
☎03・6238・1939
テレビ・ラジオの受信障害
☎03・6238・1945

住民基本台帳ネットワークシステムが停止となります

住民基本台帳ネットワークシステムの更新作業を行うため、5月26日(火)の終日において住基ネットを利用した業務を行うことができません。

停止する業務

◇住民票の写しの広域交付

- ・長瀬町の方が他市町村で住民票の写しの広域交付を受けること
- ・他市町村の方が長瀬町で住民票の写しの広域交付を受けること

◇住基カード・マイナンバーカードを利用した転出・転入届

- ・長瀬町から他市町村への転出届（上記期間における転入先での転入の特例は受けられません）
- ・他市町村から長瀬町への転入届（転出証明書を添付した転入届は受けることができます）

※長瀬町に転入届を上記期間に提出する場合は、事前に転出証明書を取得し、お持ちください。

◇マイナンバーカード（個人番号カード）の交付業務等

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、停止、券面事項の更新、継続利用等

◇公的個人認証（電子証明）発行業務等

- ・電子証明の発行、更新、失効等

ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126

「町への提案制度」の内容をお知らせします

「町への提案制度」に、令和元年度は皆さんから35件の提案等が寄せられました。今月号では、寄せられた提案の一部と回答（要旨）をお知らせします。

提 案 「子どもを受動喫煙から守る」

小中学校や幼稚園、保育園は敷地内禁煙にしてほしいです。

回 答

受動喫煙対策については、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、病院、学校・幼稚園、保育園・認定こども園、児童福祉施設及び行政機関の庁舎等を敷地内禁煙とすることとなり、令和元年7月1日から施行されているところです。

町では、これまで学校については敷地内禁煙、役場庁舎などは屋内禁煙とし、受動喫煙対策を実施していましたが、法改正を受けて、子どもや受動喫煙を望まない方に配慮し、望まない受動喫煙の防止を図るため、「長瀬町公共施設における受動喫煙防止対策の基本方針」を定め、施設の敷地内禁煙を令和元年7月1日より実施しているところです。

具体的には、法で規制された施設に加え、子どもや妊産婦など受動喫煙による健康影響が大きい方が利用する公園、郷土資料館・旧新井家住宅、総合グラウンドなどについても敷地内禁煙としております。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線221